

## 鳥取市民間交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市民間交流促進事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市民が主体となり実施する国内他都市との交流事業を支援し、民間レベルの様々な分野での国内都市交流を促進することにより、本市の地域活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる交流事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業の実施主体が鳥取市民を中心に構成される民間団体であること。
- (2) 鳥取県外の都市の民間団体と交流するものであること。
- (3) 経済、文化、歴史、スポーツ等の分野を問わず、本市と鳥取県外の都市の市民が参画し、市民レベルでの交流を促進するものであること。
- (4) 鳥取県外の都市において実施するものであること。
- (5) 営利を目的としないものであること。
- (6) 鳥取市から別途補助を受けていない事業であること。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する旅費で、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費(飛行機、汽車、バス等の公共交通機関の運賃の実費)
- (2) 車両借上料
- (3) 使用料(有料道路使用料等)
- (4) 燃料費(ガソリン代等)
- (5) その他必要と認められる経費

(補助金の額)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(15万円を限度とし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、市長が特に認める場合にあっては、25万円を限度とする。

(補助対象事業の募集と決定)

第6条 市は、本事業による補助対象事業を一般公募する。

2 市は、応募のあった事業について、別に定める基準により選考し、補助対象事業を決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。